

飲食店における労働条件等説明会を開催

平成26年6月24日(火)北部地区の飲食店を対象に労働条件等に関する説明会を開催しました。

飲食店においては、労働基準法等関係法令の基礎知識が十分でないことによる労使間のトラブルが懸念されることから、労働条件関係を主眼とする説明会を開催したものです。

9社9名の参加があり、説明会後には、「不規則な勤務体制を組む場合の変形労働時間制度について」、「労働時間が1日6時間を超える場合の休憩時間の与え方について」などの相談がありました。

飲食店に対する同様の説明会については、

7月1日(火) 午後3時～
7月2日(水) 午後3時～
7月3日(木) 午後3時～

の3回、名護労働基準監督署において予定されており、広く参加を呼びかけています。

参加できなかった事業場にも資料の配付は可能ですので、名護労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

